北海道大学教職員の皆様へ -このたびの総長選挙についてのわれわれの主張-

総長選挙に際し北海道大学職員組合は以下のように主張する

今回の総長選挙は法人化されて以降2度目となる。組合は、前回の総長選挙に際して、法人化に伴い実施された新制度の問題点を、法人化を前に評議会で定められた北海道大学の基本理念「学問の自由を基礎に、純理と応用の別を問わない創造豊かな研究を推進するとともに、大学院組織等の柔軟な展開を通じて研究教育機能を飛躍的に発展させることにより、人類史的課題に応え得る世界水準の研究の推進を目指す」に照らし合わせて指摘した。しかし、その指摘や批判になんら答えることなく、今回も前回同様の制度で実施しようとしている。我々は、以下の諸問題の解決と改善を重ねて求めるものである。

第一の問題点は、「総長選考会議」が、教職員による意向聴取投票とは別に、選考投票で候補者を最終的に決定する強力な権限を持っていることである。本来、総長選挙は、北大の理念の具体化・実現を担っている大学構成員による大学運営の評価点検の機会というべきものであり、その結果としての構成員の意思表示には最大限の尊重の保障を与えるべきである。

第二の問題点は、構成員の意見を反映すべき意向聴取投票から、従来参加してきた助手を排除したことであり、また、職員に関しても、新たに参加を認めたのは前進であるが、幹部職員に限定し、その他の事務職員および技術職員を依然として排除していることである。現在大学における教育研究に日常的に携わっている助手層、それを支えている事務職員、技術職員なども含め、すべての構成員の意思を反映できる制度を作るべきである。

北海道大学における教育研究を推進し、大学の理念を実現する上で、構成員各自が等しくその責任に対する自覚をもち、協力・共同することが不可欠であり、そのためには、構成員の大学の運営に係る基本的な権利が重視されなければならない。現在の選挙制度に表われているのは、国立大学法人化最終報告に則して導入された、このような視点が欠落した大学執行部の姿勢である。

自主的な判断を欠落したまま、政府・文科省の指導に追随する運営は、この間の助教・新助 手制度の導入にも表れている。助教ポストへの「原則任期つき」の導入に加えて、助教・新助 手の職務の変更は、大学の教育研究のあり方、とりわけ、次代を担う研究者の養成に大きな影響を与えることになる。にもかかわらず、大学の研究教育体制への影響についての十分な配慮・対策を欠いたまま、当事者の意向をくみ上げることなく強行しようとしている。

また、この安易な「社会の状況」に依りかかった一方的な運営は、一昨年の寒冷地手当て削減の強行でもつとに指摘されたところである。組合は、寒冷地手当に関する「大学の不当労働

行為」の救済を北海道労働委員会へ申し立て、その審理のなかで、大学の不当性を明らかにしてきた。この審理を通して実現した組合と大学の合意の中では「給与その他の労働条件の変更の提案にあたっては、十分な労使協議の時間を確保し、その根拠となる関係資料を提示して両者誠意をもって交渉すること」が確認されている。新たに選出される総長には、大学全構成員の基本的な権利に配慮するとともに、より一層の民主的運営を期待したい。

現在大学には早急に解決すべき種々の課題がある。とりわけ、法人化後、運営費交付金や人件費の大幅な削減が強要される中で、研究機能が逼迫し基礎研究が立ち行きがたい状況が生まれてきている。これは政府・文科省が推進する競争原理に基づく「効率化政策」の結果である。外部資金や競争的資金等の導入は、現在注目されている学問研究、その企業化への応用に偏ったものとなり、「次代を担う学問を切り開く」という本来の総合大学の任務に対する配慮を欠くことにもなる。これらの押し付けに追随し、いたずらに外部資金の導入や競争的資金の獲得等をあおることなく、原資の自主的な配分を通して、基礎研究の継続・発展が可能となるような有効な手立てを考えるべきである。

現在の大学の抱える多くの問題点の依って来たる要因は、政府・文科省からの不当な政策、介入にある。それとともに、その指導・財政誘導に対して有効に反撃することを回避する一方で、立場の弱いものにその矛盾のしわ寄せを強いるという、大学の構成員の意思を反映させないトップダウン型大学運営の姿勢にもある。本来、国家の不当な支配に抗して、学問の自由、大学の自治を守るには、多くの人たちと論議を重ね、共同して、粘り強く最良の道を探し当てながら進む姿勢が不可欠であり、これを法人化後の現在でも大学運営の基本とすべきである。

今回の総長選挙は、現在政府・与党が提出した教育基本法の「改正」案が国会で審議されている中で行われている。この政府「改正」案は、教育を国民の権利から「国家の権利」に変質させ、政府の策定する「教育振興基本計画」をすべての教育機関と国民に押し付け、教育内容の国家統制への道を開くものとなっている。憲法に保障する学問の自由、大学の自治を守り、北海道大学における研究教育の自主的民主的な発展を推進する立場から、この「改正」案に断固反対すべきである。

私たち北海道大学教職員組合は今回の総長選出過程で、多くの部局・研究科で自由に論議と 運動がなされる状況が生まれることを期待する。同時に、上記課題や問題点を充分把握し、それを構成員とともに解決する意思と道筋を持った総長の出現を全構成員と共に期待するものである。

2006年11月22日